○農林水産省告示第千二百九十三号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三十六条第二項の規定に基づき、平成二十一でん粉年度に係る国内産いもでん粉交付金の単価を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十日

農林水産大臣　石破　茂

一　ばれいしょを原料として製造される国内産いもでん粉

正味一、〇〇〇キログラムにつき　一四、六〇八円

二　かんしょを原料として製造される国内産いもでん粉

正味一、〇〇〇キログラムにつき　二五、二九三円

○農林水産省告示第千二百九十四号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十四条第一項の規定に基づき、平成二十一砂糖年度に係る同項の農林水産大臣が定める額を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十日

農林水産大臣　石破　茂

農林水産大臣が定める額は、一、〇〇〇キログラムにつき二四、五五四円とする。ただし、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十四条第一項の規定による砂糖年度を区分した期間ごとに、同項の規定に基づき指定糖輸入申告者等に通知した数量の合計数量が輸入に係る砂糖につき農林水産大臣が定める数量から当該通知した数量の合計数量を控除した数量に係る額については、当該砂糖年度を区分した期間ごとに二四、五五四円を超えない範囲内において農林水産大臣が別に定める額とする。

○農林水産省告示第千二百九十五号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十五条第一項第一号の規定に基づき、平成二十一砂糖年度に係る同号の農林水産大臣が定める額を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第二十四条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十日

農林水産大臣　石破　茂

農林水産大臣が定める額　一、〇〇〇キログラムにつき　四三四円

うち消費税額及び地方消費税額分　二一円

○農林水産省告示第千二百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月十日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市桑野字倉谷七九九の六、七九九の一四九、字神有一五〇三の二、字普門寺二九四七の二、千手字川ソコ三八〇三の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年九月十日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県名張市美旗中村字弓谷二三二七・二三三〇・二三三二の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二三三三の三、二三三三の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　社会福祉施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び名張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年九月十日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県江津市川平町南川上六七一・八九一・八九二の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年九月十日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県飯石郡飯南町角井一八九五の二三・一八九五の三〇から一八九五の三三まで・一八九五の三六・一八九五の四〇・志津見二三の一三・二三の二二・二三の二五から二三の三二まで（以上十七筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　ダム用地とするため

○農林水産省告示第千三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年九月十日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県魚沼市下折立字赤ノ川表九七八の一五・九七八の一三一・九七八の一三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年九月十日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県長岡市寺泊木島字城山一三四の二、一三九の二

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年九月十日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県十日町市東下組字山中三〇九六・三一〇四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年九月十日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父市大滝字大血川四五六、四五九の三・五一六三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五二〇〇の一、字大血川栃山平四五一八、字大血川白井掘戸四五一九、字大血川和名沢四五二〇、四五二一、字大血川細久伊四五二二、字大血川太郎右エ門四六〇五、四六〇六、五一九〇、五一九一、字大血川横岩五一四四の一・五一四六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五一六二、字大血川シケクラ五一五六・字大血川髙ヲ子奥五一九八の一・字大血川向山五一九九の一・五二〇一の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五二〇一の一、五二〇一の二、五二〇一の四、五二〇一の五、三峰字桂平三一九の二（次の図に示す部分に限る。）